# 賃金日額に影響?

### 一度だけ賃金締切日変更

### 問

当社には近々退職する従業員がいます。基本手当について調べていますが、4ヵ月前に、その月だけ 1ヵ月限定で、賃金締切日を 15 日から 10 日へ変更したことがありました。基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の計算に何か影響はあるのでしょうか。

### 2月扱いのルール存在

## 答

賃金日額は、原則、月給制では、賃金締切日から次の締切日までを指す賃金月に基づき、

- ①期間が満1ヵ月かつ賃金支払基礎日数が11日以上の賃金月を「完全な賃金月」とし、被保険者期間の最後の完全な6賃金月を数え、総額を180で割ります(雇保法17条、雇用保険業務取扱要領)。
- ①が5月以下などの際は、②賃金支払いの基礎となった時間数が80時間以上の賃金月、
- ③賃金支払基礎日数÷賃金月の期間が30分の11以上の賃金月の順で、180日に達するまでの期間で計算します。

締切日が1回だけ変更された後に戻るときは、変更があった賃金月と直後の賃金月の合計が満2ヵ月、かつ各賃金月が③を満たす場合、この2つを完全な2賃金月と扱います。締切日の変更が継続する際は、原則どおり①~③の順で選びます。